

伊丹市病院管理規程第3号

市立伊丹病院特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年8月3日

伊丹市病院事業管理者

樂木 宏実

市立伊丹病院特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程（令和８年伊丹市病院管理規程第３号）

市立伊丹病院特殊勤務手当支給規程（昭和６２年伊丹市病院管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表			別表		
種類	支給対象職員の範囲	支給額	種類	支給対象職員の範囲	支給額
(略)			(略)		
診療科特別手当	医師のうち、産婦人科主任部長および救急科主任部長ならびに放射線診断科，放射線治療科，病理診断科および麻酔科に従事する医長以下のものおよび会計年度任用職員であるもの	<u>産婦人科主任部長</u> 管理者が別に定める額 救急科主任部長ならびに放射線診断科，放射線治療科，病理診断科および麻酔科に従事する医長以下のものおよび会計年度任用職員であるもの 月額 100,000円 ただし，業務に従	診療科特別手当	医師のうち、 <u>脳神経外科に従事するもの</u> ，産婦人科主任部長および救急科主任部長ならびに放射線診断科，放射線治療科，病理診断科および麻酔科に従事する医長以下のものおよび会計年度任用職員であるもの	<u>脳神経外科に従事するものおよび産婦人科主任部長</u> 管理者が別に定める額 救急科主任部長ならびに放射線診断科，放射線治療科，病理診断科および麻酔科に従事する医長以下のものおよび会計年度任用職員であるもの

		事した日数がその月の勤務を要する日数の2分の1未満の場合は支給しない。			月額 100,000円 ただし、業務に従事した日数がその月の勤務を要する日数の2分の1未満の場合は支給しない。
(略)			(略)		

付 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の別表の規定は、令和8年4月1日から適用する。